

鳥取県告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
パープル歯科クリニック	倉吉市山根540-1	平成24年4月16日
北浜歯科クリニック	鳥取市気高町北浜三丁目3	平成24年6月1日
たなかクリニック	鳥取市吉方温泉三丁目807	平成24年7月1日